

(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例の制定について

令和6年9月29日に「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例(骨子案)」(以下「条例骨子案」という。)を公表し、区民等の意見提出手続を実施しました。その結果等を踏まえ、条例骨子案を一部修正した上で、当該条例を制定することとします。

1 区民等の意見提出手続の実施状況

(1) 実施期間

令和6年9月29日(日)から令和6年10月31日(木)まで33日間

(2) 公表方法

- ・ 広報すぎなみ(令和6年10月1日号)
- ・ 区公式ホームページ
- ・ 文書による閲覧(子ども政策担当、区政資料室、区民事務所、図書館、区立保育園・子供園、児童館、学童クラブ、ゆう杉並(児童青少年センター)、子ども・子育てプラザ)

(3) 意見提出実績

計38件(個人38件、団体0件) 延べ84項目

- | | | |
|-------------|-----|--------|
| ・ 郵送 | 1件 | 延べ1項目 |
| ・ 電子メール | 5件 | 延べ26項目 |
| ・ 区公式ホームページ | 21件 | 延べ46項目 |
| ・ 持参 | 11件 | 延べ11項目 |

2 提出された意見と区の考え方

別紙1のとおり

3 修正後の条例骨子

別紙2のとおり

4 今後の主なスケジュール(予定)

令和7年	2月	令和7年第1回区議会定例会に条例案を提出
	4月	条例施行